事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、正会員が行う事業型ファンドの私募の取扱い等において、正会員による事業者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関し、必要な事項を定め、適正な業務の運営及び投資者の保護を図り、金融仲介機能の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところ による。

1 事業型ファンド

金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利のうち、出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資(金融商品取引法施行令第2条の9第1項第1号及び第2号に規定する出資を除く。)以外のものをいう。

2 出資対象事業

金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利を有する者が出資又は拠出を した金銭その他の財産を充てて行われる事業をいう。

3 事業者

商法第535条に規定する匿名組合契約の営業者、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約の無限責任組合員、民法第667条第1項に規定する組合契約の業務執行組合員その他の金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利に関する出資対象事業の主体となる者をいう。

4 運営者

事業者からの委託その他の法律行為(以下「委託等」という。)に基づき出資対象 事業の全部又は主要な業務を実施する者(金銭の貸付けを出資対象事業とする事業型 ファンドにおいて、全部又は主要な貸付先が貸金業法施行令第1条の2第6号イ又は 口に掲げる会社等であるときは、その者を含む。)をいう。

5 私募の取扱い等

次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。

- 1 私募又は募集(金商法第2条第8項第7号に規定する私募又は募集をいう。以下 同じ。)
- 2 私募の取扱い又は募集の取扱い(金商法第2条第8項第9号に規定する私募の取扱い又は募集の取扱いをいい、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2第

- 3項に定める電子申込型電子募集取扱業務等を除く。以下同じ。)
- 3 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 16 条第 1 項第 5 号の 行為により取得した事業型ファンドの売付け
- 6 私募又は募集の取扱委託契約 正会員が事業者の委託を受けて行う私募の取扱い又は募集の取扱いに関する契約 をいう。

7 出資契約

金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利に出資する顧客と事業者との間で締結される当該権利に関する契約をいう。

(適用除外)

第3条 この規則は、別表1に定める事業型ファンドの私募の取扱い等には、適用しない。

(契約の締結等)

- 第4条 正会員は、次の各号の行為を行うに当たっては、あらかじめ、事業者との間で、 当該各号に定める契約を締結しなければならない。
 - 1 事業型ファンドの私募の取扱い又は募集の取扱い(正会員が第 10 条の規定により 他の正会員から委託を受けて行うものを除く。)

私募又は募集の取扱委託契約

- 2 事業型ファンドの売買(第2条第5項第3号に掲げる行為に限る。) 事業型ファンドの出資契約
- 2 正会員は、前項各号の契約において、次の各号に掲げる事項が規定されていなければ、私募の取扱い等を行ってはならない。
 - 1 正会員による次条に定める審査の実施(当該契約の締結前に当該審査が終了している場合を除く。)
 - 2 事業者による各決算期(清算事務(出資契約又は出資対象事業の終了後に行われる顧客への分配に係る清算事務をいう。第9条において同じ。)に係る決算期を含む。第8条第1項第1号において同じ。)に係る別表2に定める事項を記載した報告書(以下「ファンド報告書」という。)の作成
 - 3 事業者による顧客(別表1の2に掲げる者(以下「対象除外顧客」という。)を除 く。)及び正会員に対するファンド報告書の交付(インターネットの利用その他の 適切な方法による交付を含む。第7条及び第8条において同じ。)
 - 4 正会員による次条に定める審査(当該契約の締結前に当該審査が終了している場合を除く。)及び第7条に定めるモニタリングに対する情報提供の協力義務
 - 5 事業者と運営者との委託(再委託及び2以上の段階にわたる委託を含む。)等に係

る契約において、前号に掲げる事項

- 3 正会員は、事業型ファンドの私募又は募集を行うに当たり、出資対象事業の全部又は主要な業務を委託等する場合には、あらかじめ、運営者との間で、次の事項を規定した契約を締結しなければならない。
 - 1 前項第4号に掲げる事項
 - 2 再委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)に係る契約に前項第4号に掲げる事項を規定すること

(審查)

- 第5条 正会員は、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、あらかじめ、別表 3に定めるところにより、適正に審査を行わなければならない。
- 2 正会員は、前項の審査の結果、私募の取扱い等を行うことが適当と認められない場合には、当該事業型ファンドの私募の取扱い等を行ってはならない。

(適正な勧誘)

第6条 正会員は、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、顧客(対象除外顧客を除く。以下本条において同じ。)に対して、別表4に定める情報その他の重要な情報を提供し、顧客に分かりやすく説明を行わなければならない。

(私募の取扱い又は募集の取扱い等に係るモニタリング等)

- 第7条 正会員は、事業者からファンド報告書が交付されたときは、遅滞なく、ファンド報告書に基づく事業者及び運営者の出資対象事業の状況並びに事業者による出資金及び運用財産(金銭に限る。以下同じ。)の分別管理の状況(第3項及び次条において「出資対象事業の状況等」という。)について、別表5に定めるところにより、確認を行わなければならない。
- 2 事業者から正会員に交付されたファンド報告書に係る事業型ファンドの財務諸表 (貸借対照表、損益計算書をいう。一の事業型ファンドの出資対象事業のみを行う事 業者においては当該ファンドの財務諸表又は当該事業者の財務諸表)が、公認会計士 又は監査法人(外国におけるこれらに相当する資格を有する者を含む。)から監査を 受け、監査報告書の提出を受けたものであることを当該正会員が確認したときは、前 項の規定は適用しない。
- 3 正会員は、次の各号に該当するときは、速やかに、事業者に対し調査を行い、又は 改善を求めるとともに、必要に応じて、顧客に通知しなければならない。
 - 1 事業者がファンド報告書を交付しないとき
 - 2 第1項の確認の結果、出資対象事業の状況等に不正又はその疑いが認められたとき

3 その他正会員が出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを知ったとき

(私募又は募集に係るモニタリング等)

- 第8条 正会員は、その私募又は募集により取得させた事業型ファンドについて、次の 各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 1 各決算期に係るファンド報告書を作成し、顧客(対象除外顧客を除く。次項において同じ。)に対して、交付すること
 - 2 出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを知ったときは、速やかに、調査を行い、又は改善を図るとともに、必要に応じて、顧客に通知すること
- 2 正会員は、その私募又は募集により顧客に事業型ファンドを取得させようとすると きは、出資契約に前項第1号に係る事項を規定しなければならない。

(記録の作成、保存)

- 第9条 正会員は、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、次の各号に掲げる 記録を作成し、清算事務が終了した日の属する決算期の末日から3年間保存しなけれ ばならない。
 - 1 第5条に規定する審査に係る記録(私募の取扱い等の適否の判断に使用した資料 及び情報を含む。)
 - 2 第7条に規定する事業者への確認、調査、改善及び顧客への通知に係る記録
 - 3 前条第1項第1号に規定するファンド報告書の作成及び交付に係る記録(当該作成に使用した資料及び情報を含む。)
 - 4 前条第1項第2号に規定する調査、改善及び顧客への通知に係る記録

(委託)

- 第 10 条 正会員は、他の正会員から委託を受けて事業型ファンドの私募の取扱い又は 募集の取扱いを行う場合には、あらかじめ、当該他の正会員との間で、次の事項を定 めた委託契約を締結しなければならない。
 - 1 第5条に規定する審査に関すること。
 - 2 ファンド報告書の交付に関すること。
 - 3 第7条に規定する事業者への確認、調査、改善及び顧客への通知に関すること。
 - 4 前条に規定する記録の作成、保存に関すること。

付 則 (平成29年6月19日)

1 この規則は、平成30年1月1日から施行し、同日以後に正会員が行う事業型ファ

- ンドの私募の取扱い等から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則は、施行日以後に正会員が行う次の事業型ファンドの私募の取扱い等には、適用しない。
 - 1 施行日前に私募の取扱い等を開始した事業型ファンドに係る私募の取扱い等(施行日前に開始した私募の取扱い等と一連のものに限る。)
 - 2 施行日前に金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 16 条第 1 項第 5 号の行為により取得した事業型ファンドに係る売付け